

1. 件名：新規基準適合性審査（所内常設直流電源設備（3系統目））への対応について
（島根原子力発電所2号炉設置変更許可）【1】
2. 日時：令和4年12月6日 16時30分～17時10分
3. 場所：原子力規制庁内会議室 9階B会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
岩澤安全規制調整官、岡本上席安全審査官、及川管理官補佐、建部主任安全審査官、中原安全審査官
中国電力株式会社：
電源事業本部 原子力安全技術 部長 担当者 他9名
5. 要旨
 - （1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号の所内常設直流電源設備（3系統目）に係る設置変更許可申請書のうち、発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号及び第4号への適合について、令和4年11月29日の提出資料に基づき説明があった。
 - （2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。
 - 所内常設直流電源設備（3系統目）について当初申請から変更する内容を明確にすること。
 - （3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。
6. その他
提出資料：なし

以上